

総務政策委員会会議録

招 集

令和7年12月23日（火）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）塚田佳充 （副委員長）安達卓是
岩崎康朗 大下哲治 奥岩浩基 徳田博文
土光均 戸田隆次 森田悟史

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】藤岡部長

[職員課] 楠課長 久保課長補佐兼人事・給与担当課長補佐

[財政課] 金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 中村主計員

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 松田調整官 松原議事調査担当主任

傍聴者

伊藤議員 稲田議員 今城議員 岡田議員 門脇議員 国頭議員 田村議員

津田議員 錦織議員 西野議員 又野議員 松田議員 森谷議員 矢田貝議員

吉岡議員 渡辺議員

報道関係者1人 一般0人

審査事件及び結果

議案第116号 米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

〔原案可決〕

議案第117号 米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

〔原案可決〕

~~~~~

### 午前11時26分 開会

○塚田委員長 ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

先ほど本会議で当委員会に付託されました議案2件について審査いたします。

初めに、議案第116号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

楠職員課長。

○楠職員課長 それでは、議案第116号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て御説明いたします。

今回の改定は、令和7年8月7日付の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本市の一般職の職員について給料表を改定するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるほか、通勤手当などの諸手当の改定等、その他所要の整備を行うため、改正しようとするものです。

説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第116号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

楠職員課長。

○楠職員課長 では、続きまして、議案第117号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、特別職の国家公務員の給与改定を踏まえた米子市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、給料及び報酬の額の改定、期末手当の支給割合の引上げを行うため、所要の整備を行おうとするものです。

説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

○土光委員 特別職の給与改定と言ってますが、事実上引上げということになります。この引き上げる理由は、報酬等審議会の諮問も含めて、最終的には当局が決定して出しているということで、改めてお聞きします。

この特別職報酬とか期末手当引上げの理由を説明ください。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 今回の改正につきましては、委員おっしゃるとおり、特別職の報酬等審議

会からの答申に基づくものでございます。給料及び報酬額につきましては、近年の社会情勢ですとか物価の動向及び国の指定職俸給表の改定状況等を多角的に検討いただいた結果、3.9%の引上げが適当であるとの答申がありました。

また、期末手当につきましては、国家公務員の特別職の改定に準ずるという現行の取扱いを継続するよう答申をいただいておりまして、市としては、これら審議会の結論を尊重して提案するものでございます。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり給与の引上げに関しては、今の答弁では社会状況、それから国の動向というか、それは言い換えれば、社会状況というのは、今般の物価上昇の状況を踏まえて、それから、国というのは多分国的人事院勧告に沿って、国の特別職を含めた引上げもあるから、それに沿う形で米子市も特別職を引き上げる、というふうに理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それから期末手当に関してなんですが、報酬等審議会に関しては、現行の扱いのとおり、つまり、支給割合は要は国の国家公務員の特別職に準ずる、そういったことに対するという答申が出ていますが、報酬審議会の中で、この期末手当の支給割合に関して、国家公務員の特別職に準じるのが適当だというふうなことに関して、どういった議論がなされましたか。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 議論といいますか、これまで過去にありました報酬審議会の経過を踏まえまして、そこについて、特段反対する意見等、これまでの報酬審議会の議論を踏襲するということで特段そこについて委員の皆様から意見はなかったものでございまして、そのとおりの報酬審議会の答申として、国の国家公務員に準じて現行のとおりとするということが妥当だということで、反対意見はなかったものでございます。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 特段反対する意見がなかったというのは、こういった提案、つまり支給割合は国家公務員の特別職に準ずるということに関して、特段反対する意見がなかったということになりますが、じゃあ、国家公務員の特別職に準じて改定する、この案はどういう経緯で報酬審議会でまず出されたのですか。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 この案につきましては、先ほどの繰り返しになるかもしれません、これまでの報酬審議会においても、この期末手当におきましては国の取扱いに準じるということで審議されておりまして、承認されてきた経緯がございますので、それでもって提案させていただいたというところでございます。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、額とか引上げに直接関することではないのですが、特別職の報酬等審議会で、この開催について、答申の内容で、原則として一の年度一度開催、つまり毎年というふうな意味、毎年開催するようにという、そういうことが記されていますが、

これはどういう経緯から。それから、この答申は市当局はどのように受け止めていますか。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 これは、物価が近年ちょっと高くなっているというところからの審議がございまして、そこにおきまして、一般職も給料の改定というのが毎年引上げが行われているようなところを鑑みまして、特別職におきましても、一の年度におきまして1回、そういういた確認の意味でも審議を開いたほうがいいのではないかという意見がございました。

続きまして、今後につきましては、あくまでも答申を受けまして、答申を尊重するものではございますが、審議会を開くかどうかにつきましては、市長からの諮問という形でさせていただきまして、そこに諮問があった場合に審議会は開かせていただくということを考えているものでございます。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 もちろん市長から諮問があった場合というのは分かりますが、市長からというのは当局がというふうに言い換えてもいいと思うんですが、今回の答申を受けて、市としては、この報酬等審議会の開催について、現時点でのどういう考え方を持っているでしょうか。

○塚田委員長 楠職員課長。

○楠職員課長 毎年度開くかどうかというのは、答申の意見というのは尊重するところではございますけれども、少なくとも2年に一度は審議会のほうは開きたいというふうに考えているところでございます。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 少し私のほうで補足させていただきます。報酬等審議会については、以前は随分長らく開催されないという時期がございまして、当然、したがって、特別職の改定も行われないということが長らく行われたわけありますが、やはり一般職の職員の給与等が動く中で、そのとの距離感、そういうふうなものも踏まえながら、やはり適宜適切に判断を仰ぐべきじゃないかということで、最近は比較的コンスタンントに開催させていただいているということです。

ちなみに、前々回だったと思いますが、久しぶりに開いた際、ちょっと何年ぶりかは忘れてしましたが、長らく開いておりませんで開いた際に、これもやはり審議会のほうから、やはり定期的に開くべきだと。もちろん、結果として改定が行われないという、改定の必要がないという結論を確認することも含めて、やはり一定期間で開催すべきだということで、そのときには、たしか一つの任期、いわゆる議会の議員さんや、あるいは市長、公選職の任期4年間のうちには必ず1回開くのが望ましいという、これは御意見をいただきまして、現在はそういう考え方で運用させていただいとるところであります。ただ、近時、物価上昇、あるいは賃金の上昇が非常に大きい幅で行われているという社会情勢等もあって、複数年まとめると、1回当たりの引上げ額が、逆に言うと大きくなるというような状況も勘案されたものではないかなというふうに思いますけども、今回の答申では毎年開くようにという御意見をいただいたということです。

これへの対応については、正直、今申し上げるのは、当局においては今検討中だということですが、答申の御意見は尊重すべきものだということですので、今申し上げたような考え方を基に、ただ一方で、一般職の職員のいわゆる勤務の対価としての生

活給としての賃金と、私もそうであります特別職の皆さん役割職としての報酬というものの性格の違いといったようなものもございます。毎年点検することの選択肢も否定はいたしませんが、一定程度の安定性といいましょうか、毎年毎年一般職と連動して変えるのがいいのかどうかということもございます。その辺のことや、他の自治体での取扱いがどうなっているのかというようなこともよくよく整理して、今後の対応は決めさせていただきたいと思っております。以上であります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 これに関して、私、今回報酬等審議会、傍聴をして、議論はずっと聞いていたんですが、この1年に一度の開催ということに関して、委員の誤解、という言い方が悪いんですが、ちょっとそういう面があるのかなというふうに私は思いました。

つまり、具体的に言いますと、今言ったように報酬審議会、ずっと以前に開かれたのは、全部西暦で言いますが、2009年で、その後に開かれたのは10年後の2019年、それまで全然開かれなかった。2019年、これは令和2年かな、このときの答申として、開催について、市長選が行われる都度速やかに開催、というふうな言及がありました。これは2019年です。その次に、実際は市長選、2021年にあったんですが、速やかには開催されずに、2023年。その辺のことはちょっと今回質問は控えますが、2023年で、このときに審議会の開催について、引き続き定期的に開催、というふうな文言で書かれていました。当然これ、2019年、市長選が行われる都度速やかに開催、それを受けて、引き続き定期的。だから、こここの定期的というのは、市長選が行われる都度定期的、そういうふうな意味で私は使わっていたのだと思います。つまり4年に一度です。

今回の審議会で、前回の答申だけを見て、つまり前々回の市長選が行われる都度、その辺に関してはあんまり意識せずに、前回の定期的に開催というところに注目して、じゃあ、毎年開いてくださいねみたいな流れだったような気が私はしています。だから、この開催については、今言ったように、特別職は生活給であるか、役割職であるか、そういったことも踏まえて、適切な開催を当局において考えていただきたいというふうに、これは要望です。

続けていいですか。

○塚田委員長 はい。

○土光委員 今回の議案についての私の意見ですが、私は基本的に、特別職というのは生活給ではなくて役割職。役割職という言葉、今、副市長から聞いたので。つまり、物価上昇とかそういうことに即反応しながら考えていくものではなくて、役割に対してどういう評価をするというのが特別職の報酬とか給与の在り方だと思うので、今回の答申は、今般の社会情勢、つまり物価上昇だからという理由とか、それから、もう一つは、国の動き、つまり人事院勧告。人事院勧告は特別職は対象になっていませんから、それを流用して、それを理由に上げるというのは私は反対であるということを申し上げておきます。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

反対の意見なしということでよろしいですよね。

(「討論なかったです」と声あり)

討論なかったです。

○土光委員 そういう扱いになるんですか。

(「終結したんでしょう」と声あり)

○塚田委員長 終結いたしましたので。

○土光委員 でも、だからといって、異議なし採決じゃなくて、挙手で採決お願いできますか。

○塚田委員長 終結いたしましたので。

よろしいですか。

議案第117号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「私の異議があります」と土光委員]

○塚田委員長 改めて。意見が分かれていますので。

(発言する者あり)

では、賛成、反対の討論していただきますので、賛成の委員、討論。

(「終結したんでしょう。あとは採決だけでしょう」「討論、採決、どっち」と声あり)

こっちでいいですね。

なのでもう一度、すみません、議案第117号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…安達委員、岩崎委員、大下委員、奥岩委員、徳田委員、戸田委員、

森田委員]

○塚田委員長 賛成多数であります。よって、本件について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を閉会いたします。

**午前11時45分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 塚田佳充